

# 一般社団法人さぬき市観光協会備品貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人さぬき市観光協会（以下「協会」という。）が所有する備品の貸し出しを行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出備品)

第2条 貸し出しに供する備品の種類及び数量は、代表理事が別に定める。

(貸出の対象)

第3条 備品の貸し出しを受けることができる者は、次に掲げる市内の団体若しくは機関（以下「団体等」という。）とする。

- (1) 協会が助成金を支給する団体（一般社団法人さぬき市観光協会会員団体）
- (2) 一般社団法人さぬき市観光協会会員団体
- (3) さぬき市役所及びさぬき市議会、市内学校関係
- (4) その他代表理事が特に認める団体等

(貸出料)

第4条 備品の貸出料は、一部有料とする。別紙参照。

(※但し、一般社団法人さぬき市観光協会に属さない市内の団体及び市外の団体については貸出料が会員団体と異なる。)

(貸出期間)

第5条 備品の貸出期間は、7日以内とする。ただし、代表理事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出の制限)

第6条 代表理事は、備品の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 協会が使用するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 備品を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) 専ら営利を目的とした行事に使用するおそれがあるとき。
- (5) さぬき市外へ持ち出しによる利用。
- (6) 個人による利用。
- (7) 前号に掲げるもののほか、代表理事が適当でないと認めるとき。

(申請及び許可)

第7条 備品の貸し出しを希望する団体等は、一般社団法人さぬき市観光協会備品使用申請書(様式第1号)を代表理事に提出しなければならない。

1 代表理事は、前項の申請を受けたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは当該備品の使用期間が他の団体等と重複していないことを確認の上、当該団体に一般社団法人さぬき市観光協会備品使用許可書(様式第2号)を交付し、備品を貸し出すものとする。

2 代表理事は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。  
(権利譲渡等の禁止)

第8条 使用の許可を受けた団体等(以下「使用団体等」という。)は、その権利を譲渡し、又はその備品を転貸してはならない。

(使用許可の取消等)

第9条 代表理事は、必要があるとき、又は使用団体等が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用条件を変更し、又はその許可を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、備品の管理上、支障があると認められるとき。

(返還)

第10条 使用団体等は、備品の使用が終わったとき、又は使用許可が取り消されたときは、ただちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用団体等は、自己の責めに帰すべき原因により、備品を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

備品の使用によって生じた事故等に関しては、使用団体等の責任において処理するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

## 別紙

下記の備品を貸し出すものとし一部有料とする。  
市外の団体については、非会員団体の貸出料を適用する。

品名	規格	単位(ヶ) (会員団体)	単位(ヶ) (非会員団体)
ワンタッチテント	横幅約6m×奥行約3m	¥400	¥2,000
ワンタッチテント	横幅約2m×奥行約2m 横幅約4m×奥行約2m	¥100	¥500
組立式テント	横幅約6m×奥行約3m	¥200	¥1,000
長机	折畳式(軽量、アルミ等) ※形状によってサイズ等が異なる。	¥50	¥250
椅子	軽量、パイプ、スタッキング、木製 ※形状によってサイズ等が異なる。	¥30	¥150
その他	物品により異なる。	無料	

※単位は1利用についてのものとし、申請時に代金を支払うものとする。

※テント、長机、椅子以外の備品については無料で貸出を行うが、無料備品のみ借用する場合は、市内団体に限り会員加入無しで貸出を許可とする。

※申請後の備品利用変更についてイベント等が実施されない場合に限り返金を行うものとする。その他については一切返還しない。

また申請後備品内容に追加が発生した場合は利用代金を追加で支払うものとし申請以上の備品の持ち出しは禁止とする。

万が一、無断で申請以上の備品持ち出しが発覚した場合は次回以降の利用を許可しないものとする。